

特記仕様書

第1条 適用

本特記仕様書は、「R6吉土 岩谷川 吉・山川大塚 網場設置業務」に適用するものとする。

第2条 総則

設計書及び本特記仕様書に記載なき事項については、「徳島県土木工事共通仕様書（平成28年7月）徳島県県土整備部」等によるものとし、本特記仕様書は共通仕様書より優先する。

第3条 作業の実施時期

本業務の実施時期及び実施箇所は監督員より指示する。

第4条 業務範囲

設計図面のとおりとする。

第5条 現場責任者

受注者は、「現場責任者届」をこの契約を締結した日の翌日から起算して10日以内（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）（10日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで）に、監督員へ提出しなければならない。現場責任者を変更したときも、同様とする。

第6条 業務内容及び作業実績の管理等

業務内容については監督員より指示する。また、作業が終了したときは、その箇所の図面を作成し、監督員の確認を受けなければならない。

- 2 業務写真は、同一箇所で作業着手前・作業完了を対比したもの及び作業や製作状況が確認できるものを提出することとする。なお、撮影箇所及び頻度は監督員と協議すること。
- 3 完了時には、監督員の検査立会を受けること。

第7条 除草時の飛散防止

受注者は、飛散防止が必要な箇所では、現場状況に合わせ、以下の①又は②のいずれかの飛散防止対策を実施しなければならない。

- ①飛散の少ないバリカン式又は低速回転二枚刃式の草刈機を使用
- ②飛散防止用ネット等の防護材を使用（推奨寸法：幅2.7m、高さ1.8m程度）
 - ・草刈機の刃先と防護材との間隔を詰め、防護材を草刈機に追従させる。
 - ・歩道の縁石際など草刈機の刃先と防護材との間隔が詰められない箇所は、飛散を防止するのに十分な高さや幅を有する防護材を使用する。

- 2 受注者は、実施する飛散防止対策について着手前に書面により、監督員に提出し確認を受けなければならない。

第8条 竹・草木類の搬出等

- 竹・草木類の運搬については、元請が行う場合は業許可が不要であるが、下請け（再委託）する場合は下請業者に業許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項一般廃棄物の収集運搬業の許可）が必要であるので、運搬業下請時には監督員と協議し承諾を得ること。
- 2 竹・草木類の搬出先については、廃掃法第7条第4項一般廃棄物の処分業の許可先への搬出を行うこと。
 - 3 一般廃棄物許可処分場での処分が完了した場合には、処分場が発行する一般廃棄物引受書の写しを監督員に提出しなければならない。
 - 4 竹・草木類の取り扱いについては、上記法律等関係法令を遵守すること。

第9条 交通誘導警備員

本業務については、交通誘導警備員を見込んでいないが、必要となった場合は、監督員と協議するものとし、必要と認められる場合は変更契約を行うものとする。

第10条 建設副産物

1 再生資源利用計画

受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

2 再生資源利用促進計画

受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

3 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。

4 COBRISの入力方法

受注者は、COBRISの入力において、資材の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

5 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

6 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

7 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「5.再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「11.再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

8 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。

第11条 資材価格高騰に対する特例措置

本業務は、資材価格高騰に対する特例措置の対象業務である。

- 2 本業務は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

第12条 事故報告

受注者は業務履行中に事故が発生したときは、直ちに監督員に通報するとともに、監督員が指示する期日までに「徳島県土木工事共通仕様書（平成28年7月）徳島県県土整備部」に基づく事故報告書を提出しなければならない。

第13条 受注者の責務

業務従事者として要求される注意事務を怠り、本業務の目的に反した履行を行ったことで物的損害、人的損害等を発生させた場合、受注者は責任を負う。

第14条 使用機械

持込機械に係る管理及び修繕等については、受注者の責任によるものとする。

第15条 土砂の搬出

本業務で発生する土砂については、運搬距離 $L = 24.7$ kmを見込んでいる。なお、受入側との協議等で搬出が困難な場合は、監督員と協議するものとする。

2 土砂の搬出が完了後、建設発生土搬出調書（別紙-4）を監督員に提出しなければならない。

第16条 その他

仕様書等に定めのない事項については、必要に応じて協議を行うものとする。

また、不慮の大雨による洪水等に対する安全対策についても、避難手段を確保する等して作業を行うこと。

徳島県東部県土整備局長 殿

受注者 住所
氏名

現場責任者届

業務名 _____

上記業務の現場責任者を次の者に定めましたので、お届けします。

氏名(生年月日)	(. . 生)	現場責任者の 顔写真を貼付
取得資格等 (取得資格があれば)		

- ※1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。
<直接的な雇用関係>現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。
- ※2 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。
- 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。
 - 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経歴証明書を添付すること。

